

令和2年4月28日

「3号子ども」保護者各位

光塩学園女子短期大学附属認定こども園  
園長 山坂 真紀

「緊急事態宣言」が、5月6日で解除された場合の

**【「諸経費」についてのお知らせ】**

※ 「緊急事態宣言」が、5月6日以降も延長された場合の「諸経費」については、  
後日改めてお知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため、本園も「休園」措置を取る中、皆様におかれましては、今現在も様々なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、首題の件、令和2年4月14日（火）から5月6日（水）までの「休園」に伴う、4月の「諸経費」についてお知らせいたします。

1. 「特別徴収費」

➡ 「特別徴収費」は、「教材費」「施設・設備費」および、「新型コロナウイルス感染症」等に対する、「消毒・除菌」等に使用している費用のため、返還はありません。

2. 「おむつ廃棄代」

➡ 4月に本園で「おむつ」を廃棄していない場合、5月の「おむつ廃棄代」を徴収しないことと対応させていただきます。

※ 5月から「おむつ」を使用しない場合、5月8日（金）までに、お電話にてご連絡ください。

3. 「衛生費」

➡ 「衛生費」は、「ペーパータオル」「洗濯」「遊具の消毒」等に使用している費用のため、返還はありません。

4. 「布団レンタル・クリーニング代」（0歳児のみ徴収）

➡ 「布団レンタル・クリーニング代」は、0歳児が使用する「布団」の「レンタル・クリーニング代」として使用している費用のため、返還はありません。

【「5月の諸経費」は、5月7日（木）に「口座振替」する予定でしたが、納入内訳を「休園」明けに配付する関係上、5月15日（金）に変更させていただきます。予めご了承ください。】

※ 「緊急事態宣言」延長の場合、5月15日（金）の「口座振替」は、行いません。